

建設業における化学物質管理者講習テキスト (No.134000)

〈令和 7 年 12 月 19 日 2 版〉

補 足 資 料

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が令和 7 年 5 月に公布されました。
 テキストに掲載している関係法令の条文について、施行日以降の改正条文を補足内容欄に掲載しますので、ご参照ください。

令和 8 年 1 月 19 日

頁・箇所	2 版（令和 7 年 12 月 19 日）	補足内容
176 安衛法第 27 条	労働安全衛生法第27条（労働者の遵守事項） 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。 2 （略）	第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。 2 （略） 令和 8 年 4 月 1 日から施行
177 安衛法第 57 条の 2	労働安全衛生法第57条の2（文書の交付等） 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第56条第1項の物（以下この条及び次条第1項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第2項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。 1～7（略） 2 <u>通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。</u> （新設） （新設） （新設）	労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第56条第1項の物（以下この条及び次条第1項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者（次項、第3項及び第9項並びに第100条第1項において「 <u>通知対象物譲渡者等</u> 」という。）は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第2項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。 1～7（略） 2 <u>通知対象物譲渡者等は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知しなければならない。</u> 3 <u>通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する第 1 項第 2 号の成分（労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定める化学物質である成分に限る。）の情報が、秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であつて、公然と知られていないものである場合には、その旨を当該通知対象物を譲渡し、又は提供する相手方にあらかじめ明示した上で、当該成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項（以下「<u>代替化学名等</u>」という。）を定め、これを通知することをもつて前二項の規定による通知に代えることができる。</u> 4 <u>前項の規定に基づき代替化学名等の通知を行った者（次項及び第 103 条第 4 項において「<u>代替化学名等通知者</u>」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。</u> 5 <u>代替化学名等通知者は、通知対象物による健康障害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、医師による診断、治療その他の厚生労働省令で定め</u>

頁・箇所	2 版（令和 7 年 12 月 19 日）	補足内容
	(新設) <u>3</u> 前二項に定めるもののほか、<u>前二項</u>の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 (新設) (新設)	<u>る行為のために必要があるときは、当該医師の求めに応じて、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知対象物の成分の情報を当該医師に開示しなければならない。</u> <u>6</u> 第 3 項の規定により通知対象物の成分について代替化学名等を通知された者は、当該通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、当該通知対象物の成分について代替化学名等を通知された旨を当該通知対象物を譲渡し、又は提供する相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等を通知することをもつて第 1 項又は第 2 項の規定による通知に代えることができる。この項の規定により代替化学名等を通知された者についても、同様とする。 <u>7</u> 前各項に定めるもののほか、<u>第 1 項及び第 2 項</u>の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 <u>8</u> 厚生労働大臣は、第 3 項及び第 6 項の代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 <u>9</u> 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、通知対象物譲渡者等に対し、必要な指導等を行うことができる。 令和 8 年 4 月 1 日から施行
178 安衛法第 119 条	労働安全衛生法第 119 条（罰則） 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。 1 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 57 条の 5 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、<u>第 65 条の 4</u>、第 68 条、第 89 条第 5 項（第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 97 条第 2 項、第 105 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した<u>者</u> 2 第 43 条の 2、第 56 条第 5 項、第 88 条第 6 項、第 98 条第 1 項又は第 99 条第 1 項の規定による命令に違反した<u>者</u> 3 第 57 条第 1 項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第 2 項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した<u>者</u> (新設) <u>4</u> 第 61 条第 4 項の規定に基づく厚生労働省令に違反した<u>者</u>	次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。 1 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 57 条の 5 第 5 項、第 59 条第 3 項<u>若しくは第 4 項</u>、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、<u>第 65 条の 3 第 1 項、第 65 条の 5</u>、第 68 条、第 89 条第 5 項（第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 97 条第 2 項<u>若しくは第 3 項</u>、第 105 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した<u>とき</u>。 2 第 43 条の 2、第 56 条第 5 項、第 88 条第 6 項、第 98 条第 1 項又は第 99 条第 1 項の規定による命令に違反した<u>とき</u>。 3 第 57 条第 1 項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第 2 項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した<u>とき</u>。 4 <u>第 57 条の 2 第 1 項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。</u> <u>5</u> 第 61 条第 4 項の規定に基づく厚生労働省令に違反した<u>とき</u>。 令和 9 年 4 月 1 日から施行